

多摩地域福祉有償運送運営協議会

(平成28年度 第2回)

会 議 録

会 議 名	平成28年度第2回多摩地域福祉有償運送運営協議会	
日 時	平成29年1月31日(火) 午後2時00分～4時00分	
場 所	東京自治会館 大会議室	
出席者	委員	菅谷・矢島・紺野・藤井・島津・水田・石井・大和田・尾崎(代理)・藤崎・橋本・井田・森田・豊田
	説明者	特定非営利活動法人 南陽台地域福祉センター 特定非営利活動法人 コスモ 社会福祉法人 もくば会 特定非営利活動法人 福祉サービスハウスゆう 特定非営利活動法人 八王子移動サービスネットワーク 特定非営利活動法人 サポート日野 特定非営利活動法人 ハンディキャブゆづり葉 社会福祉法人 幹福社会 特定非営利活動法人 みたかハンディキャブ 特定非営利活動法人 青梅運行サービス 特定非営利活動法人 移動サポートひらけごま 特定非営利活動法人 地域福祉ネットワーク第2こだま 特定非営利活動法人 福祉移送サービスの会 特定非営利活動法人 ぶなの樹会 特定非営利活動法人 エクセルシア 特定非営利活動法人 国分寺ハンディキャブ運営委員会 社会福祉法人 けやきの杜 社会福祉法人 福生市社会福祉協議会 特定非営利活動法人 ケアサービスいずみ 特定非営利活動法人 ゆうらんせん 特定非営利活動法人 自立生活センター・東大和 特定非営利活動法人 自立生活センター・昭島 特定非営利活動法人 ハンディキャブこまえ 特定非営利活動法人 介護ヘルパーステーション 特定非営利活動法人 地域ケアネットワークゆいまある 特定非営利活動法人 地域福祉ネット・結 社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会 社会福祉法人 瑞穂町社会福祉協議会 特定非営利活動法人 にあい福祉サービス 特定非営利活動法人 エンゼルの会 特定非営利活動法人 生活支援グループ夢来夢来
	事務局	国立市・福生市
欠席委員	秋山・森田	

議 題	1 開会 2 新任委員紹介 3 第2回・第3回特別幹事会での審議に関する報告について 4 運営協議会に協議申請された事項の審査等について 5 その他
公開・非公開の別	公 開
非公開の理由	
傍 聴 人 の 数	1 名
配 付 資 料	事前配付資料 <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度第2回運営協議会協議団体一覧 ・福祉有償運送 更新登録申請団体要件確認表(31団体)及び変更協議依頼書(5団体) 机上配付資料 <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿 ・資料2 多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱 ・資料3 平成28年度第2回運営協議会協議団体一覧 ・資料4 特別幹事会審査事項の報告について ・資料5 福祉有償運送団体高齢ドライバー健康診断調査 ・資料6 「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取扱い」報告について

平成28年度第2回多摩地域福祉有償運送運営協議会

平成29年1月31日

【会長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまより、平成28年度第2回多摩地域福祉有償運送運営協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

会議成立の報告ですが、事務局よりお願いいたします。

【協議会事務局】 運営協議会事務局の国立市でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは事務局より、会議の成立についてご報告いたします。設置要綱の規定では、運営協議会は委員の過半数が出席しなければ、開くことができないこととなっております。

本日は2名の委員の方からご欠席、1名の委員の方から代理出席のご連絡をいただいております。委員16名中、代理出席も含めまして14名の方にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

以上になります。

【会長】 ありがとうございます。

それでは続きまして、資料の確認を事務局よりお願いいたします。

【協議会事務局】 事務局より、配付資料についてご説明いたします。

まずお手元に、多摩地域福祉有償運送運営協議会第2回運営協議会次第を配付させていただいております。また本日資料といたしまして、資料1、多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿。資料2、多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱。資料3、平成28年度第2回運営協議会協議予定団体一覧。資料4、平成28年度多摩地域福祉有償運送運営協議会第2回及び第3回特別幹事会審査結果について(報告)。資料5、福祉有償運送団体高齢ドライバー健康診断調査。資料6、「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱い」報告について。

以上でございます。このほかに、本日審査をしていただく各団体の要件確認表などを、事前にお送りしております。資料の不足などはございますでしょうか。もし不足などございましたら、事務局までお申しつけください。

申しわけありません。ここで1点、資料の訂正をお願いいたします。資料1、多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿になります。こちらの2行目に、委員の役職ですが、申

しわけございません、「調布市民生委員児童委員協議会 会長」と記載しておりますが、正しくは「武蔵野市民生委員児童委員協議会 会長」となりますので、修正をよろしく願いたいいたします。大変申しわけありませんでした。

なお、本日諸般の事情により、事前にお送りさせていただいた審査順と、一部変更がございます。本日配付させていただきました審査団体一覧表の順番で審査を行ってまいりますので、よろしく願いたいいたします。

以上になります。

【会長】 よろしいでしょうか。

それでは続きまして、会議運営上の確認事項について、事務局より願いたいいたします。

【協議会事務局】 会議運営上の確認事項につきまして、事務局からご連絡いたします。

本会議の議事内容につきましては、公開用の会議録を作成いたします。発言される方は、お手元のマイクを引き寄せまして、手前のボタンを押しますとランプがつきます。ランプを確認して、氏名を述べてからお話しくださいますようお願いいたします。なお公開用の会議録は、発言者の名前を会長、副会長、委員、事務局という表示に変更いたします。

また、この運営協議会は原則公開となっております。ただし、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合には、非公開とすることができる規定となっております。

会議を傍聴される方に申し上げます。本会議の録音、撮影はご遠慮いただくこととなっておりますので、よろしく願いたいいたします。

以上になります。

【会長】 それでは、次第の2、新任委員の紹介について、事務局より願いたいいたします。

【協議会事務局】 先ほど訂正いただきました資料1、多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿をごらんください。こちらの2行目、委員でございます。1月で住民代表委員が変更となりました。

新任委員であります委員より、一言ご挨拶をお願いいたします。

【委員】 東京都民生児童委員連合会、常任協議員としてまいりました。武蔵野市民生委員児童委員協議会の会長もしております。どうぞよろしくお願いいたします。初めてですのでちょっと戸惑うかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは議題に移らせていただきます。

次第の3番、(1)第2回、第3回特別幹事会での審議に関する報告について、特別幹事会会長、よろしくお願いいたします。

【委員】 特別幹事会の会長をしております福生市のものがございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて報告させていただきます。

今回の第2回運営協議会に先立ちまして、去る10月11日に第2回特別幹事会、12月27日に第3回特別幹事会を開催いたしましたので、ご報告を申し上げます。

審査結果の詳細につきましては、後ほど特別幹事会事務局よりご説明させていただきます。

まず第2回特別幹事会では、更新登録申請8団体、変更協議1団体について審査をいたしました。更新登録申請7団体が了承、1団体が条件付きで了承、変更協議1団体が了承となっております。

第3回特別幹事会では、更新登録申請23団体、変更協議4団体について審査をいたしました。更新登録申請は22団体が了承、1団体が条件付きで了承、変更協議は3団体が了承、1団体が条件付きで了承となっております。また、変更協議の了承3団体のうち1団体は、運営協議会での資料の修正がございます。

個々の結果につきましては、特別幹事会事務局より報告をいたします。事務局から、よろしくお願いいたします。

【特別幹事会事務局】 特別幹事会事務局の、福生市からご報告いたします。お手元にご覧いただけます資料4、特別幹事会審査結果についての別紙、審査結果及び付帯意見等に沿いましてご説明をいたします。

それではまず、第2回特別幹事会についてご報告いたします。

No.1、府中市所管の特定非営利活動法人エンゼルの会でございます。運転者数、会員数に変更がございます。介助料について、運営協議会でご説明していただく条件付きで了承となっております。

No.2からNo.5、武蔵野市、小平市、東村山市、清瀬市所管の特定非営利活動法人移動サポートひらけごまでございます。運転者数、運行管理責任者、会員数に変更がございます。

No.6、東久留米市所管の特定非営利活動法人介護ヘルパーステーションでございます。運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。

No.7、八王子市所管の特定非営利活動法人南陽台地域福祉センターでございます。代

表者、使用車両、会員数、損害保険に変更がございます。代表者、使用車両の変更は届け出済みでございます。

No. 8、八王子市所管の特定非営利活動法人コスモでございます。運転者数、会員数に変更がございます。

No. 9、八王子市所管の社会福祉法人もくば会でございます。代表者、使用車両数、会員数に変更がございます。代表者、使用車両数の変更は届け出済みでございます。

No. 10、11、稲城市所管の社会福祉法人稲城市社会福祉協議会でございます。使用車両、運転者の内訳、会員数に変更がございます。

No. 11は、運送の対価以外の対価の変更協議となります。

No. 12、福生市所管の社会福祉法人福生市社会福祉協議会でございます。代表者、運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。代表者の変更は届け出済みでございます。

続きまして、第3回特別幹事会についてご報告いたします。

No. 1、No. 2は、三鷹市所管の特定非営利活動法人みたかハンディキャブでございます。運送主体の所在地の建物名称、使用車両、運転者数、会員数に変更がございます。運送主体の所在地、使用車両の変更は届け出済みでございます。

No. 2は、運送の対価以外の対価の変更協議となりますが、平成25年度第1回協議会で了承をいただいていた内容どおり変更をしていなかったため、改めて現在の対価に変更協議していただくものとなります。

No. 3、調布市所管の特定非営利活動法人エクセルシアでございます。会員数に変更がございます。

No. 4、小平市所管の特定非営利活動法人地域福祉ネットワーク第2こだまでございます。運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。

No. 5、狛江市所管の特定非営利活動法人ハンディキャブこまえでございます。運転者数、運行管理責任者、会員数に変更がございます。

No. 6、清瀬市所管の特定非営利活動法人福祉移送サービスの会でございます。会員数に変更がございます。

No. 7、清瀬市所管の特定非営利活動法人ぶなの樹会でございます。代表者、運転者数、運行管理責任者、会員数に変更がございます。代表者の変更は届け出済みでございます。

No. 8、東久留米市所管の特定非営利活動法人地域ケアネットワークゆいまあるでございます。運送主体と事務所の所在地、使用車両、運送の対価、運送の対価以外の対価、運

転者数、会員数、損害保険に変更がございます。運送主体と事務所の所在地の変更は届け出済みでございます。

No. 9、東久留米市所管の特定非営利活動法人地域福祉ネット・結でございます。運送主体と事務所の所在地、運送の対価以外の対価、運転者の内訳、会員数、損害保険に変更がございます。運送主体と事務所の所在地の変更は届け出済みでございます。

No. 10、東久留米市所管の特定非営利活動法人生活支援グループ夢来夢来でございます。運転者数、会員数に変更がございます。

No. 11、立川市所管の社会福祉法人幹福社会でございます。運転者数、運行管理責任者、会員数に変更がございます。

No. 12、昭島市所管の特定非営利活動法人自立生活センター・昭島でございます。会員数に変更がございます。

No. 13、国分寺市所管の特定非営利活動法人国分寺ハンディキャブ運営委員会でございます。使用車両、運送の対価、運送の対価以外の対価、運転者の内訳、会員数に変更がございます。使用車両の変更は届け出済みでございます。

No. 14、15、国分寺市所管の社会福祉法人けやきの杜でございます。代表者、運転者数、会員数に変更がございます。代表者の変更は届け出済みでございます。

No. 15は、運送対価以外の対価の変更協議となります。

No. 16、東大和市所管の特定非営利活動法人自立生活センター・東大和でございます。運送の対価、運転者数、会員数に変更がございます。

No. 17、東大和市所管の特定非営利活動法人ゆうらんせんでございます。会員数、損害保険に変更がございます。

No. 18、八王子市所管の特定非営利活動法人福祉サービスハウスゆうでございます。会員数、損害保険に変更がございます。

No. 19、20、八王子市所管の特定非営利活動法人八王子移動サービス・ネットワークでございます。使用車両、運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。使用車両の変更は届け出済みでございます。

No. 20は、運送対価以外の対価の変更協議となります。会員の状況及び介助料について、運営協議会でご説明していただく条件付きで了承となっております。

No. 21、22、八王子市、多摩市所管の特定非営利活動法人サポート日野でございます。運転者数、損害保険に変更がございます。また、八王子市分には会員数の変更もござ

います。

No.23、多摩市所管の特定非営利活動法人ハンディキャブゆづり葉でございます。代表者、会員数に変更がございます。代表者の変更は届け出済みでございます。

No.24、25、青梅市所管の特定非営利活動法人青梅運行サービスでございます。運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。

No.25は、運送の対価の変更協議となります。変更の説明文章について、運営協議会資料を修正することとなっております。

No.26、福生市所管の特定非営利活動法人ケアサービスいずみでございます。運転者数、会員数に変更がございます。

No.27、瑞穂町所管の社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会でございます。会員の内訳に変更がございます。

No.28、瑞穂町所管の特定非営利活動法人にあい福祉サービスでございます。運転者数、運行管理責任者、会員数、損害保険に変更がございます。

特別幹事会での審査結果に関する報告につきましては、以上でございます。ご協議のほど、よろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、次第の3番の(2)協議申請された事項の審査に入りたいと思います。

既にご承知のとおり、本日は更新登録31団体の審査、及び5団体の変更審査となります。そこで事務局より、4つのグループに分け、グループごと一括協議する方法が提案されております。一括協議の方法は、特別幹事会でも行った方法でございます。特別幹事会での指摘事項等をしっかり審査していただく上で、会議の効率化のためにグループごと一括協議の方法を進めるということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

それではまず、協議予定団体一覧の のグループ、No.1の特定非営利活動法人南陽台地域福祉センターから、No.8の社会福祉法人幹福祉会までの8団体の審査を、一括して行います。それでは所管の八王子市から順に、補足説明がありましたらお願いいたします。

【八王子市】 八王子市でございます。よろしく願いいたします。

まず、No.1の特定非営利活動法人南陽台地域福祉センターでございます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。10月5日に南陽台地域福祉センター事務

所にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

なお要件確認表の様式1につきまして、車検証の有効期限が本日となっている車両3でございますが、こちらは更新せずに廃車した旨を確認しております。したがって、お手元の更新登録申請団体要件確認表の、4の使用車両のところですが、車椅子車2台、括弧書きで計2台となっておりますが、こちらを1台ずつに訂正していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

また様式2につきまして、運転者2の方の免許有効期限が平成28年12月28日となっておりますが、こちらは更新済みであることを確認いたしました。

様式3につきましては、全ての車両の自動車保険の期限が平成28年12月31日となっておりますが、こちらは先ほどの廃車した車両を除いた4台、全てが更新済みであることを確認しております。

続きましてNo.2、特定非営利活動法人コスモでございます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。10月5日にコスモ事務所にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

続きましてNo.3、社会福祉法人もくば会でございます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。10月3日に社会福祉法人もくば会、自家用自動車運送事業グループ事務所にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

続きましてNo.4、特定非営利活動法人福祉サービスハウスゆうでございます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。12月8日に特定非営利活動法人福祉サービスハウスゆう事務所にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

続きましてNo.5、特定非営利活動法人八王子移動サービスネットワークでございます。

まず初めに、申しわけございませんが、資料の訂正をお願いいたします。お手元の更新登録申請団体要件確認表でございますが、8の運送対象につきまして、90人となっておりますが、160人が正しい数字となります。身体状況等対応ごとの会員数につきましては、身体障害者6級が0人、5級が2人、4級が5人、3級が4人、2級が12人、1級が17人、計40人となります。要支援認定者につきましては、要支援1が17人、要支

援2が12人、計29人となります。要介護認定者につきましては、要介護1が23人、要介護2が27人、要介護3が7人、要介護4が9人、要介護5が9人、計75人となります。知的障害者につきましては軽度が1人、中度が3人、重度が1人となります。精神障害者につきましては3級が5人、2級が2人、1級が1人、診断書が0人となります。その他につきましては肢体不自由者、内部障害は0人、その他が3人となります。こちら、訂正後の人数を確認しております。お手数をおかけして申しわけございません。

次に、第3回特別幹事会でご指摘いただきました要支援認定者等の比較的軽易な区分の方の利用理由につきまして、ご報告させていただきます。当団体では、会員申し込みの際に申込書の備考欄に、利用者または家族、紹介者から、福祉有償運送の利用の必要性について記載していただいております、目まいを頻繁に起こす、認知症のために同じ運転手を希望する、身体の一部麻痺のため外出先での介助を要するため、といった理由がございました。

その他前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。12月12日に特定非営利活動法人八王子移動サービスネットワーク事務所にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

続いて、運送の対価以外の対価の変更についての補足説明でございます。運送の対価以外の対価変更につきましては、本来であれば前回更新時の平成25年度の運営協議会において協議していただくべきでしたが、これまで諮ることなく本日に至っております。要因といたしましては、平成25年度の登録更新時における市側の調査不足ということでございます。まことに申しわけございません。そのため団体が車椅子乗降支援による料金收受の事実を、市では把握できておりませんでした。それが今回の調査で判明したところでございます。急な協議の追加となりましたこと、まことに申しわけございません。

乗車支援による料金收受につきましては、運転以外に生じる負担に対する対価という目的で設定したことを、団体に説明しております。

また、こちらも特別幹事会でご指摘いただきました、その内容についてでございますが、介助料金については買い物荷物の荷物持ち等に対して適用されるため、この場合、待機料金等は生じないということでした。また乗車支援に関しては、車椅子固定装置への装着に対する対価として徴収するものでございまして、利用者が通常に乗車し、セダン車のトランクに車椅子を載せる場合等は、徴収しないということを確認しております。

続きましてNo.6、特定非営利活動法人サポート日野でございます。前回からの変更点

は、事務局説明のとおりでございます。12月8日に特定非営利活動法人サポート日野事務所にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

以上、全ての団体におきまして、対面点呼につきましては、免許証所持、疾病確認、疲労確認、飲酒の有無の確認を実施していることを確認しております。

また第1回特別幹事会でご指摘のありました、運転協力者の通院状況について、各団体に把握するよう指導いたしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

【会長】 それでは多摩市の方、お願いたします。

【多摩市】 多摩市でございます。よろしくお願いたします。

No.6、特定非営利活動法人サポート日野についてでございます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。11月17日にサポート日野にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理、運行されております状況をご報告いたします。

続きましてNo.7、特定非営利活動法人ハンディキャブゆづり葉でございます。こちら、前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。11月28日にハンディキャブゆづり葉にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両につきましても確認し、適正に管理、運行されております状況をご報告いたします。

なお、資料としてお配りしております様式2記載の、19番の運転者の免許有効期限が平成29年1月4日となっておりますが、こちらにつきましては平成34年1月4日と変更されておりますことを、確認しております。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

【会長】 それでは立川市、お願いたします。

【立川市】 立川市です。よろしくお願いたします。

No.8、社会福祉法人幹福社会の更新につきまして、前回からの変更点は、先ほど事務局から説明をいただいたとおりでございます。昨年11月18日に幹福社会の事務所において、運営状況のヒアリングや運行記録簿等の書類を確認しております。またあわせて使用車両についても確認を行いまして、適正に管理、運営されていることを報告させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは委員の皆様のご意見、ご質問等、ございますでしょうか。

【委員】 八王子の八王子移動サービスネットワークさん、利用の対価表に変更があったのですね。利用対価新旧対照表を見ると、貸し出し乗降支援1回100円が新しくなりましたと。この利用対価表が2枚付いていて、この100円はどこに書いてあるのか。どちらが新しく、どちらが古いのですか。No.23が2枚付いていますよね。どちらがどうなのかわからなくて、貸し出し乗降支援1回100円は片方しか書いていない。これはどちらが新しいのですか。2枚付いている意味がわかりません。

【八王子市】 八王子市でございます。委員ご指摘がありました利用対価表が2枚付いているということですが、恐らく2枚目になるかと思いき、ちょっと太字で濃く印刷されているほうが、古いものでございます。1枚目のものに車椅子100円と。

【委員】 に、変わりましたということですか。はい、わかりました。

【八王子市】 はい。申しわけございません。

【会長】 それではほかにご意見、ご質問ある方、いらっしゃいますでしょうか。特にございませんか。

それでは、No.1の南陽台地域福祉センターから、No.8の幹福社会までの8団体について、協議会として特別幹事会の結論を了承するというので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは了承とします。

続きましてグループ の、No.9特定非営利活動法人みたかハンディキャブから、No.14特定非営利活動法人ぶなの樹会までの審査を一括して行います。

説明する方の入れかえを行いますので、少々お待ちください。

(説明員入れかえ)

【会長】 よろしいでしょうか。

それでは所管の三鷹市から、順にご説明をお願いいたします。

【三鷹市】 三鷹市でございます。よろしくをお願いいたします。

No.9、みたかハンディキャブでございます。前回からの変更点につきましては、ただいま事務局から説明いただいたとおりでございます。なお変更の申請でございますが、運行の対価以外の対価というところで、待機料、時間外料金、添乗料について実施に至っておりませんため、この更新の申請と同時に変更申請となってしまう、大変申しわけござい

ません。ご協議をよろしくお願いいたします。

なお11月18日にみたかハンディキャブ事務局にて、運行記録簿等の書類を確認させていただいております。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【青梅市】 青梅市でございます。よろしくお願いいたします。

No.10、特定非営利活動法人青梅運行サービスでございます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。昨年11月29日に青梅運行サービス事務所にて、運行記録簿等の確認をさせていただきました。使用車両につきましても確認し、適正に運行管理されておりますことをご報告させていただきます。

なお、お配りしました要点確認表のほうに添付してございます様式1、車両一覧表でございますが、上から2番目の車両、八王子800さ9410につきまして、自動車検査の有効期限の満了日が平成29年1月22日となっておりますが、この車両につきましては、既に検査を実施し、車検証のほうも確認してございます。

また同じく要点確認表に添付してございます様式2、運転者要件一覧表でございます。こちらの上から9番目の運転者の免許有効期限が平成29年1月18日となっておりますが、この者につきましても既に免許の更新を受け、免許証の確認もしておりますことをご報告いたします。

対価の変更申請につきましては、一部資料の修正をさせていただきました。今回、利用料につきまして、近距離から中長距離までフラットな料金体系とすることで、より利用しやすい、またわかりやすい料金体系となることから、妥当であると認められます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【武蔵野市】 武蔵野市でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

No.11、NPO法人移動サポートひらけごまでございます。前回からの変更点につきましては、事務局からの説明のとおりでございます。また運行記録簿等の書類を確認させていただいております。使用車両についても確認し、適正に管理、運営がされていることを報告いたします。

なお前回の特別幹事会から、本日までに有効期限を迎える免許証及び車両保険につきましては、更新されていることを確認いたしまして、資料を再度提出しているところでございます。

どうぞご審議をよろしくお願いいたします。

【東村山市】 東村山市でございます。よろしくお願いいたします。

No.11、移動サポートひらけごまでございます。前回からの変更点につきましては、事務局説明のとおりでございます。なお平成28年9月30日に移動サポートひらけごまの事務所にて、運行記録簿等の書類を確認させていただいております。あわせまして使用車両についても確認等行い、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【清瀬市】 清瀬市でございます。よろしくお願いいたします。

No.11.特定非営利活動法人移動サポートひらけごまでございます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。10月4日に当該団体の事務所に向いまして、車両3台と運行記録簿等の関係書類を点検し、適正な運行管理がされている状況をご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小平市】 No.11、小平市でございます。よろしくお願いいたします。

平成28年9月30日に特定非営利活動法人移動サポートひらけごまにて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

続きましてNo.12、特定非営利活動法人地域福祉ネットワーク第2こだまでございます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。平成28年12月12日に特定非営利活動法人地域福祉ネットワーク第2こだま事務所にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。また使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【清瀬市】 清瀬市でございます。よろしくお願いいたします。

No.13、特定非営利活動法人福祉移送サービスの会でございます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。12月12日に当該団体の事務所に向いまして、車両1台と運行記録簿等の書類を点検し、適正な運行管理がされている状況をご報告いたします。

続きましてNo.14、特定非営利活動法人ぶなの樹会でございます。前回からの変更点

は、事務局説明のとおりでございます。12月12日に当該団体の事務所に伺いまして、車両1台と運行記録簿等の書類を点検し、適正な運行管理がされている状況をご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは委員の皆様のご意見、ご質問等、よろしくお願いいたします。

【委員】 ぶなの樹会さんですけど、利用対価表No.23、私の資料だけですか、「キロまで 円」となっているんですけど。採用していないという意味ですか。時間制だけで、あとは……、運送以外の対価も、全てゼロですという意味ですね、そういうことですね。それでは 円でなく、違う表現のほうが、何か間違えたのかと思ったので。取っていないというなら、時間制で、ほかには取っていませんという意味ですよ。はい、わかりました。

ちょっと今度から書き方を考えてください。清瀬市さん、いいですか。

【清瀬市】 はい。

【委員】 言っている意味わかりますね。

【清瀬市】 はい。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 今後はちょっと。書き方を注意してもらいたいです。わかりにくいので。

【会長】 それではほかに、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、No.9のみたかハンディキャブから、No.14のぶなの樹会までの6団体について、協議会として特別幹事会の結論を了承するというので、よろしくお願いいたします。

それでは一時休憩といたします。15分ほど早く終わっておりますので、15時から再開ということで、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

【会長】 それでは再開させていただきます。

続きまして、グループのNo.15特定非営利活動法人エクセルシアから、No.22の特定非営利活動法人自立生活センター・昭島までの審査を行います。

それでは所管の調布市から順番に、補足説明をお願いいたします。

【調布市】 調布市でございます。着座にて説明させていただきます。

特定非営利活動法人エクセルシアにつきまして、前回更新時からの変更点は、先ほど事務局からご説明いただいたとおりです。なお、12月8日に団体事務所におきまして、運行記録簿等の書類や使用車両の確認を行いました。適正な管理、運営がなされている状況でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

【国分寺市】 国分寺市です。よろしくお願いいたします。

No.16のハンディキャブです。前回からの変更点につきましては、事務局のご説明のとおりでございます。昨年12月15日に当該法人の事務所におきまして、運行記録簿等の書類の確認、使用車両につきましても確認いたしまして、適正に管理、運営されている状況を確認しております。

続きまして、No.17のけやきの杜でございます。前回からの変更点につきましては、同じく事務局の説明のとおりでございます。昨年12月14日に当該法人の事務所におきまして、運行記録簿等の書類の確認、使用車両につきましても確認いたしまして、適正に管理、運営されております状況を確認しております。

続いて、No.17のけやきの杜の変更審査でございます。こちらは運営の対価の変更に続きまして、消費税率の引き上げに係る分についての変更となります。これは平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴う部分でございました。本来でしたらその際に変更の申請をするべきところ、失念していたものでございます。消費税率の引き上げに係る案件につきましては当時、全事業者に関係することでございますので、市の担当からも申請の確認をしたところでございますが、法人側の担当者の異動等により、引き継ぎが円滑に行われず、このような事態となってしまいました。大変申しわけございません。

今回の更新申請におきましてそのことがわかりましたが、今後はこのようなことが起きないように、法人側担当者の異動の際は、しっかり引き継ぎを行うことを確認しております。また市としましても、漏れがないよう十分に気をつけてまいりたいと考えております。あわせましてご協議のほど、よろしくお願いいたします。

【福生市】 福生市でございます。よろしくお願いいたします。

No.18、社会福祉法人福生市社会福祉協議会の補足説明でございます。前回からの変更点は、事務局の説明のとおりでございます。10月4日に福生市社会福祉協議会におい

て、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両につきましても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

続きましてNo.19、特定非営利活動法人ケアサービスいずみの補足説明でございます。こちらにつきましても、前回申請からの変更点は事務局説明のとおりでございます。12月9日に特定非営利活動法人ケアサービスいずみ事務所において、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両につきましても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【東大和市】 No.20、東大和市です。よろしくお願いいたします。

前回からの変更点につきましては、事務局からのご説明のとおりでございます。私どもは平成28年11月28日にゆうらんせんにおきまして、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。また使用車両等につきましても確認いたしまして、適正に管理、運営されている状況であったことをご報告させていただきます。

続きましてNo.21、同じく東大和市です。前回からの変更点につきましては、事務局からのご説明のとおりでございます。平成28年11月28日に自立生活センター・東大和におきまして、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。また使用車両につきましても確認いたしまして、適正に管理、運営されている状況でありましたことをご報告させていただきます。

補足としては以上であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【昭島市】 No.22、昭島市でございます。よろしくお願いいたします。前回からの変更点につきましては、事務局の説明のとおりでございます。平成28年12月12日に自立生活センター・昭島の事務所を訪問し、運行記録簿等の書類を確認しております。また2台の車両につきましても確認をいたしまして、適正に管理、運営されている状況でございます。

また添付させていただいております様式2、運転者要件一覧におきまして、1名の免許有効期間が切れていること、また様式3、自動車保険一覧の保健期間切れにつきましては、いずれも更新済みであることを確認しております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

それでは委員の方々から、ご意見、ご質問等よろしくお願いいたします。

【委員】 今のNo.21と22です。地域のタクシー運賃の料金比較というところで、タクシー運賃の2キロのほうはキロ数が出ているのですけれど、対象とするところが、これは8キロからなのですね。それから24番でも、タクシーの対象運賃は2キロからになっているのですけれど、自立生活センター・昭島さんは、初めは7キロからの比較になっているのですけれど、これはどういう意図があるのか聞きたいのですが。

【昭島市】 昭島市でございます。7キロからということで表示させていただいていることについてですが、申しわけございません、私どものほうで、なぜ7キロから表示しているのかということについては、確認ができておりません。申しわけございません。

【東大和市】 同じくNo.21、自立生活センター・東大和でございます。私ども8キロからという表示になっておりますが、特にその意図ということまでは、申しわけございません、確認をしていないということでございます。

【会長】 どうでしょうか。当事者の方に聞きますか。

【委員】 実際に運行記録簿をチェックしたということですから、運行距離というのは、大体その辺ぐらいが一番使用頻度が高いという意味で、7キロ、8キロというふうに書かれているわけですか。

【東大和市】 私どもで確認したところでは、運行距離というご質問が今ございましたが、年間の距離と延べ利用人数で割り返した数字を見ますと、20.72キロ、約21キロという数字が出ておりますので、特にそこを意識したということでもないとは思いますが、申しわけございません。

【昭島市】 昭島市でございます。運行の状況など事業所のほうに確認したところ、おおむね通院ですとかの使用が多いということで、近隣の病院にかかることが多うございます。その中では、7キロを超えての利用というのはなかなかない状況かと確認しているところでございますが、おおむね7キロ以内で、そのような運行を主にしているというふうに聞いてございます。

【委員】 7キロを超える部分があまりないとすると、逆に7キロ以下の距離での、タクシーとの比較というのがかなり重要な表になってくると思います。その辺は、7キロから下が多いのですよね、使用頻度としては。そこを抜かしたというのは、どういうことなのかという質問なのですけれど。

【会長】 当事者の方に伺いますか。

それでは昭島市の当該団体、自立生活センター・昭島の方、いらっしゃいますか。7キ

口以下のところをご説明いただけますか。

【自立生活センター・昭島】 自立生活センター・昭島です。おおむね平均すると、一番短い距離が7キロということで、最初に7キロで記入しています。2キロという距離の移送はほぼないので、書いていないだけです。

【会長】 先生、自立生活センター・東大和の方にもちょっと聞いていいですか。

【委員】 そうですね。

【会長】 では、事情をちょっとご説明いただけますでしょうか。

【自立生活センター・東大和】 自立生活センター・東大和です。私どもの団体も、1回の移送の距離というのが大体2キロ以上ということで、長距離よりも2キロ以上の移送のほうが多くなっていますので、そのような形で書類を出させていただいています。よろしくをお願いします。

【委員】 わかりました。

【会長】 ほかに委員の方々から、何かご意見ありますでしょうか。

【委員】 国分寺のハンディキャブさんの、利用の対価のところによく理解できないのですけれども、複数乗車料金というので、現行料金1人当たりの料金を算定してあるのですけれど、これは事前に何人乗るとか、どこまで行くとかいうので、料金を設定しての分析なのですか。

【国分寺市】 国分寺市でございます。おっしゃるように同じ方向ですとか、同じ場所に、何人かで行くといった場合がございますので、そういった場合にこの料金体系を適用するということでございます。

【委員】 それは事前に計算された料金ということですか。

【国分寺市ハンディキャブ運営委員会】 複数乗車については、前回の運営協議会で許可をいただいたのですけれども、そのときに金額は固定と。市内は幾ら、近隣は幾ら、遠方は幾らというふうに固定するということと、もちろん複数乗車と申しましても、利用者は会員だけの複数乗車で、介助以外の方が乗ることはあり得ません。ですから、会員の方が複数でほぼ同じ目的地に行かれる、帰りはそれぞれの家へ帰るわけですが、そういうふうに多少の違いはありますけれど、ほぼ同じ行動をされる方が利用するというので、複数乗車の許可をいただいたというふうに、私たちは考えております。

【会長】 いかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

それでは、No.15のエクセルシアから、No.22の自立生活センター・昭島までの8団体について、協議会として特別幹事会の結論を了承するというので、お願いいたします。

それでは次にグループ、No.23の特定非営利活動法人ハンディキャブこまえから、No.31の特定非営利活動法人エンゼルの会までの審査を一括して行います。

説明員の入れかえを行いますので、少々お待ちください。

(説明員入れかえ)

【会長】 それでは、今、1団体、東久留米市のNPO法人生活支援グループ夢来夢来さんが、まだこちらに向かっているということで、ただほかの団体の方々はまだ皆さん集まっていますので開始して、最後に夢来夢来さんの審議という形にさせていただきたいと思っております。

それでは、No.23のハンディキャブこまえから、No.31のエンゼルの会、9団体について、これから審査を一括して行いたいと思っております。

それでは各自治体の方、ご説明を狛江市から順番にお願いします。東久留米市の方は、夢来夢来さんだけ最後をお願いいたします。

【狛江市】 No.23、狛江市でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

前回からの変更点につきましては、事務局からのご説明のとおりでございます。運営状況でございますが、11月15日にハンディキャブこまえにおきまして、運行記録簿等の書類、並びに使用車両について確認いたしましたところ、適正に管理、運営されておりました。

補足は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【東久留米市】 東久留米市でございます。ご迷惑をおかけして申しわけございません。

まずNo.24、介護ヘルパーステーションよりご説明させていただきます。前回からの変更点は、事務局の説明のとおりでございます。9月26日に当該法人にて、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きましてNo.25、地域ケアネットワークゆいまあるでございます。前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。12月6日に当該事務所において、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営さ

れております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きましてNo.26、NPO法人地域福祉ネット・結につきましては、前回からの変更点は、事務局の説明のとおりです。12月15日に当該事務所にて、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【稲城市】 No.28、稲城市でございます。よろしくお願いいたします。前回からの変更点につきましては、事務局の説明のとおりでございます。また稲城市社会福祉協議会におきまして、運行記録簿等の書類から使用車両につきましても確認いたしまして、適正な管理、運営を確認しております。

また、今回変更が1点ございまして、運送の対価以外の対価についての変更申請でございます。稲城市での審査の結果、変更について妥当であると判断しております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【瑞穂町】 瑞穂町です。よろしくお願いいたします。

No.29、瑞穂町社会福祉協議会でございます。補足についてはございません。事務局より説明いただいたとおりでございます。11月15日火曜日、社会福祉協議会におきまして、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。また使用車両等につきましても確認させていただき、適正に管理、運営されていることを確認いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きましてNo.30、特定非営利活動法人にあい福祉サービスでございます。前回からの変更点につきましては、特別幹事会事務局から説明のとおりです。

すみません、ここで1点、資料の訂正をお願いいたします。にあい福祉サービスの様式2、運転者要件一覧表でございます。3番の運転者の免許の有効期限ですが、平成34年1月24日までということで、訂正をお願いいたします。平成29年1月24日と書いてありますが、特別幹事会の後、免許の更新時期を迎えまして、更新したことを確認しております。

にあい福祉サービスにおきましては、11月28日ににあい福祉サービスの事務所におきまして、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。また使用車両等につきましても確認させていただき、適正に管理、運営されていることを確認いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【府中市】 続きましてNo.31、府中市でございます。よろしく願いいたします。

前回からの変更点につきましては、事務局より説明いただいたとおりでございます。9月21日にエンゼルの会事務所におきまして、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。また使用車両につきましても確認いたしまして、適正に管理、運営されている状況を確認いたしました。

また前回、特別幹事会におきまして、委員の方からのご質問に対しまして、不明瞭な回答となった部分がありましたので、ここで改めて説明させていただきたいと存じます。

運送の対価以外の対価の介助料金の関係でございますけれども、エンゼルの会で乗降の介助につきまして、30分ごとに880円の料金を設定し、徴収しているとのことでございます。この介助料金をいただく場合について、改めて確認いたしましたが、やはり乗降に介助が必要な方からのみいただいている対価でございます。利用者全員から一律で徴収しているものではございませんので、先の特別幹事会での説明につきまして、訂正させていただきたいと存じます。

あわせまして、前回お示しした利用対価表には、介助料金が発生する旨の記載があるものの、具体的な料金の明示がされておりましたので、今回申請したものをお配りしてございます。ご確認いただければと思います。

また特別幹事会におきまして、介護度に応じて介護料金が異なるように受け取られかねない説明をいたしましたが、そのようなことはございません。

以上、前回のご質問に対する説明とさせていただきます。ご迷惑をおかけしました。よろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、東久留米市の生活支援グループ夢来夢来さん以外のところで、ご質問、ご意見等ありましたら、委員の方々、よろしく願いいたします。

【委員】 2点あります。No.25のケアネットワークさんですが、47ページの運行管理者ですけれども、資格書類が「その他」ということですが、どういう意味なのかかわからないのですけれど。運行管理の資格を持っておられるのか、その他というのはどういうことなのか。

【地域ケアネットワークゆいまある】 地域ケアネットワークゆいまあるです。お世話になっております。すみません、47ページというのが何を指すのか、ちょっと……。

【委員】 資料で、番号が47と。

【地域ケアネットワークゆいまある】 運行管理者といたしますと。

【委員】 No.16、様式等6号ですか……。

【地域ケアネットワークゆいまある】 一人は介護福祉士の資格があります。一人は昔で言う2級ヘルパーの資格があります。あと免許に関しては普通免許です。ポジションとしては、一人は上位の管理者で、もう一人が実際のコーディネートをしています、一人は安全運転管理者ですけれど、そういう答えでよろしかったでしょうか。

「その他」というのが、すみません、その他に何を入れるのか……。資格の種類には、法23条第1項の……。

【会長】 すみません、ちょっと支局のほうから。

【地域ケアネットワークゆいまある】 ごめんなさい。よくわかっていないです。

【運輸支局委員代理】 ただいまご質問がございました資格の種類に「その他」と記載されているというのは、運行管理の資格の種類だと思われるのですが、これは法23条第1項の運行管理者、運行管理者以外に安全運転管理者の方は、運行管理者の基礎講習を受けられる方がいらっしゃいます。基礎講習や安全運転管理者の資格をお持ちの方に関しましては、「その他」と記載していただければ結構でございます。安全運転管理者の資格をお持ちということであれば、その他で特に結構でございます。

【委員】 わかりました。

【会長】 よろしいですか。あと、もう1点は。

【委員】 No.28の変更届ですけれども、これはいわゆる予約の取り消しですよ。予約の取り消しというのは、どのくらい発生しているのか。新たに設けたということはかなり発生しているのか、お聞きしたいのですけれど。

【稲城市】 稲城市でございます。状況ですけれども、平成27年度におきまして、当日の取り消しについては10件発生している状況でして、ただ、辞退、事前にといった形での取り消しを含めると、297件発生している状況になっております。

以上です。

【委員】 わかりました。

【会長】 ほかにご質問、ご意見ありますでしょうか。

今、夢来夢来さんが到着したのですけれど、よろしければ東久留米市からご説明いただき、夢来夢来さんについても審査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それではお願いいたします。

【東久留米市】 申しわけございませんでした。ではNo.27、特定非営利活動法人生活支援グループ夢来夢来につきましては、前回からの変更点は、事務局の説明のとおりでございます。12月15日に当該事務所に、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理、運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは夢来夢来さんを含めて、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

委員の方々、よろしいですか。

それではNo.23のハンディキャブこまえから、No.31のエンゼルの会まで、9団体について、協議会として特別幹事会の結論を了承するという事で、よろしくお願いいたします。

それでは、全ての団体審査を終了いたします。

次第の4番に入らせていただきますが、団体の説明の方々については、どうぞ退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

(団体退室)

【会長】 それでは、次第の4番の(1)、福祉有償運送団体における高齢ドライバーの健康状態の確認方法調査結果について、事務局より調査趣旨の説明と、調査結果についてご報告をお願いいたします。

【協議会事務局】 事務局より、調査の趣旨をご説明させていただきます。

これまで、特別幹事会、運営協議会双方におきまして複数の委員の方より、高齢ドライバーが福祉有償運送車両を運転することに懸念が示されてきました。そのため、協議団体に高齢ドライバーが所属している場合、安全な運行が担保されるのかどうかを含めまして、運行への関与をその都度団体に確認してきた経緯がございます。また、昨今高齢ドライバーが引き起こした重大事故により、高齢ドライバーの運転に対しまして、社会的な関心が高まっていることもございます。

昨年12月に開催されました第3回特別幹事会におきまして、複数の委員の方より、高齢ドライバーに対する安全運行担保への取組みを調査するよう、ご提案をいただきました。運営協議会事務局といたしましても、福祉有償運送団体がこのような事故を引き起こすことを未然に防ぐ意味におきましても、自治体が所轄団体の状況を把握することが重要と考

え、調査を実施したところでございます。

調査結果につきましては、会議資料5の、福祉有償運送団体高齢ドライバー健康診断調査をごらんいただければと思います。

こちらの調査につきましては、全部で56団体からご回答をいただいております。

内容ですが、自治体の健康診断を利用しているというのが10団体、団体での健康診断を利用しているというのが1団体になります。頻度につきましては、およそ年1回となっております。その他健康診断、医療機関などの健康診断になりますが、8団体が利用しているというような内容でございます。

健康診断の結果のフォローアップにつきましては、9団体から、「団体で把握し、問題がある場合は運転者に確認している」などのご回答をいただいているところでございます。

その他の取り組みといたしまして、7団体からご回答いただいております。内容といたしましては、対面点呼にて本人の状態を確認を行っている、始業前に毎回血圧チェック、視力検査、ストレッチ、または疾病、疲労、飲酒の有無の確認などを行っている、団体独自の認知症等のチェックシートを活用している、65歳以上の方については運転技術の適性検査を受けていただいて、その修了証を提出していただいている、といった内容でございます。

また75歳以上のドライバーはいないという回答をいただいた団体は、43団体ということになっております。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

【会長】 ありがとうございます。

この調査について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

【委員】 これを見ると、75歳以上のドライバーがいないと答えた団体は、健康診断等は確認していないというか、やっていないという理解でよろしいですか。

【協議会事務局】 調査対象といたしまして、75歳以上のドライバーがいる団体について、どういった健康診断を行っていますかということになっていきますので、75歳以上のドライバーがいなくても、申しわけございません、独自に健康診断を行っているといったことになっております。

【委員】 では、やっていらっしゃるんですね。

【協議会事務局】 そうです。はい。

【会長】 ほかに、お気づきのところなど。

【委員】 高齢者とは直接関係ないと思うのですけれど、この協議会に事故とかクレームといったものは報告されると思うのですけれど、1回もないのですよね。ということは、もう何年かやっていますけれど、そういったことは1回もないと理解していいのでしょうか。

【会長】 事務局、どうぞ。

【協議会事務局】 事故の報告につきましては、今までございません。

【会長】 水田委員、何かお気づきの点があれば。

【委員】 高齢ドライバーに関しては、タクシーも当然、高齢ドライバーを抱えている会社も多うございますけれども、我々タクシーの場合は、勤務する時間や距離が比較にならないほど長いです。NPOの皆さんの場合は、限られた時間帯で、しかも市内、短い距離だけというケースが多いものですから、我々タクシーと同じレベルを求めるのは厳しいかなというふうには思っています。ですが、一時的には人命を預かるものですから、やはり適切に、健康診断等をきちんとやっていただいて、利用者さんが安全に、安心して乗れるような体制づくりをしていただきたいと。拘束時間、距離が短いとはいえ、同じ大切な命でございますので、間違いがないようにしていただきたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。

ほかに、どうぞ。

【委員】 各団体でそれなりの、個人の特性を考えながら、長距離とかそういったところは、やはり70代に近くなればなるほど本数が減っていく等、工夫していると思います。それから各団体でやり切れないところは、地域でネットワークを組んで、高齢とともに自分自身が、視力とか判断力、危険に対する適切な急ブレーキなど、年齢とともに鈍くなっているのだよという教育ですね、自覚するような取り組みを、やはり社会問題になっていますし、命を預かっているので、団体同士がネットワークをつくりながら、研修会などを開くなど、私たちもやっております。

【会長】 ありがとうございます。

あとお二方の委員で、もしお気づきの点があれば、いかがでしょうか。

【委員】 やはり調査は大事だと思うのですけれど、75歳以上、70歳とか、その区切りはどういうところで75歳になったのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

【協議会事務局】 運営協議会、特別幹事会でご指摘いただいている中で、75歳といったところが一つのラインといたしますか、ご指摘をいただいておりますので、今回は7

5歳ということの調査とさせていただきます。

【会長】 委員、もし何かお気づきの点は、特にありませんか。

【委員】 特にありません。

【会長】 ほかの委員の方々、よろしいでしょうか。

事務局、本当に早くにこういったものをつくっていただいて、ありがとうございます。大変だったと思います。

それでは、この議題については一応終わらせていただいて、最後の議題です。4番、報告の(2)福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて、事務局よりご報告をお願いいたします。

【協議会事務局】 事務局よりご報告いたします。資料6、「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱い」報告についてでございます。こちらは、運営協議会に運輸支局より届きました書類に基づきまして、作成しております。

運輸支局からご説明をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

【委員代理】 東京運輸支局の委員の代理でまいりました。よろしくをお願いいたします。

福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いというものが、平成21年に閣議決定されました道州制特別区域基本方針というものにおいて、福祉有償運送に係る運送の区域に関して、あらかじめ設定された運送の区域と、関連が認められる一定の場合については運送を可能とするため、特例的な取り扱いを定めるということになっております。

特例的な運送とは、当該運送の形態、それまでの当該旅客に対する運送の実態、当該旅客の居住地の状況など、個別、具体的な事例を踏まえ、総合的に判断し、あらかじめ定められた運送の区域に、旅客の運送の帰属性が認められるということが認められた場合の取り扱いとなっております。

特定非営利活動法人地域ケアネットワークゆいまあるより、平成27年10月27日の報告から、今まで11件、この特例的な取り扱いの報告がまいりまして、この特例的な取り扱いの事務連絡に基づいて、制度的に問題ないということを確認した上で報告を受けており、それを福祉有償運送の運営協議会に報告させていただきました。こういったご報告がまいりましたら随時、運営協議会事務局に送付するということになっております。

私からの説明は以上です。

【会長】 この件について、何かご質問等ありますでしょうか。委員の方々、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、委員から1点、運営協議会についてご意見があると聞いているのですが。

【委員】 特に資料等はないのですけれども、本日、この会場を見回しますと、北多摩東ブロックの幹事会の代表の方、市町村の代表の方が見えていないのですね。ほかのブロックの方は皆さんおいでになっていて、おいでになっていないということは、代理人も出せないほどの用事があるのでしょうか、という話になります。なぜ代理人も出せないほど大変なのかという理由がちょっとわからない。もしもこの運営協議会の協議を軽く見ているのであれば、ゆゆしき問題だと思っております。

府中市の福祉健康部長さん、地方の運営協議会では確かに、吹雪とかで会場に来られませんかという場合があると聞いております、ここは府中ですよ、府中市内で何か来られない理由があるのか。しかも今日の協議も、府中市の団体が協議に上がっているわけですよ。非常に無責任だと思います。なぜ代理の人も出せなかったのでしょうか、同じ市内で。そう思うのは私だけでしょうか。

そういうことであると、こちらもそういう対応をせざるを得ません。この市が幹事市になったとき、この協議会の大切さを、よく一から教えていかなければならない。懇切丁寧に私が一から、教えていかなければいけないと思っております。

やはり、皆さんお忙しい中おいでになっていただいているものですから、なぜ担当の行政の方が来られないのでしょうか。代理人も出せないのですか。というのが、正直なところ です。

ぜひこれに関して、担当の市、大変申しわけないのですが、幹事市の方が欠席したわけでないで、あれですが、この理由をちゃんと精査していただいて、なぜこういうことになったのか。今後こういう無責任なことを、この市が続ける気があるのかということまで言っていないと、いけないのかなと思っておりますので、ぜひ。

私は、ブロック担当の市町村の方が来なかったという例は、きょう初めてです。しかも代理人の方も来なかったという。非常にゆゆしき問題だなと。皆さん、担当されているブロックの市の方に、どう報告するのですか。これ、お願いしてありましたよね。ブロックの担当の方はブロックの各幹事会に経緯を説明してください、書類等送付してくださいというお願いをたしかしたと思うのですけれど、どのような顔をして書類を、私、欠席しましたけど、こういうことだったらいいですということで回すのか。それがわかりません。その辺、どうなのでしょう。

【会長】 ありがとうございます。

この件で何か補足のある方、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、事務局の方、厳しいご指摘が委員よりあったということ、当該の北多摩東ブロック幹事会の方にお伝え願えますでしょうか。

【協議会事務局】 はい。事務局のほうでお伝えいたします。

【委員】 まず、なぜ代理が出せなかったのかということを知りたいです。

【協議会事務局】 欠席の理由につきましては、公務があるといったことでのご連絡は、いただいております。

【委員】 公務だというのはよくわかっているのですけれども、だから必ず来いと言っているのではなく、代理の人がなぜ出せないかという話です。

【協議会事務局】 そうですね。はい。その点につきましては、事務局のほうで確認いたします。

【会長】 よろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

【委員】 公務を理由にされたのでは、皆さんおいでになれませんよ。それぞれにお忙しいのですから。その中を割いて、来ていただいているのですか。公務は理由にならないでしょう。これも公務ですよ。

【会長】 では、委員から厳しいご指摘があったことを伝えてください。

【協議会事務局】 了解いたしました。

【会長】 この件についてはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局よりその他の報告事項について、お願いたします。

【協議会事務局】 事務局よりご報告いたします。

今回の協議結果につきましては、第1回運営協議会でもご指摘がございましたとおり、ブロック幹事会の委員の方にも送付させていただきます。また、本日の会議録につきましては、各市のホームページ上で公開されるよう手配しておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

委員の皆様方、この件についてご質問、ご意見ありますでしょうか。

なければ事務局より、ご挨拶をお願いたします。

【協議会事務局】 本日が今年度最後の運営協議会でございますので、事務局より一言

ご挨拶させていただきたいと存じます。

私ども国立市は、昨年度は特別幹事会事務局を、今年度は運営協議会事務局を務めさせていただきました。今年度は来年度の前倒し協議もございまして、特別幹事会を3回、運営協議会を2回と、大変会議の多い年でしたが、会長を初め、委員の皆様方のご協力をいただきまして、2年間にわたり協議会の運営を無事に務めることができました。この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。まことにありがとうございました。

来年度につきましては、福生市が運営協議会事務局、狛江市が特別幹事会事務局を務めることとなりますので、委員の皆様におかれましては、変わらぬご厚情を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

まことにどうも、どうもありがとうございました。

【会長】 どうもお疲れさまでした。

私のほうからは、この資料はかなり個人情報が入っているのですが、これは置いていくのですか、それとも持って帰るのでしょうか。

【協議会事務局】 お持ち帰りいただいて大丈夫でございます。

【会長】 それでは、これをもちまして第2回運営協議会を終了いたします。

本日は長時間の会議となりました。どうもありがとうございました。

了